

平成28年度 行政監査（平成29年3月31日報告） 【指摘事項】

テーマ：公有財産の貸付けによる自動販売機の設置について

対象部局：全部局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 水道局浄水課	<p>(1) 徴収事務について 貸料の徴収に適切でないものがあつた。 自動販売機の設置に係る貸料の納期限については、郡山市水道局自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱第10条第2項の規定に基づき、各会計年度の4月30日を納期限とすると定められており、また、納入の通知については、郡山市水道事業会計規程第18条の規定に基づき、収入の調定をしたときは当該調定に係る納入通知書を、その納入期限の5日前までに、納入義務者に送付しなければならないが、貸料徴収において納入通知書発行の事務処理が遅延しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>平成29年度の貸借料については、4月1日に5月1日を納期限として納入通知書を発行しており、適正な事務執行をしております。</p> <p>平成30年2月19日措置通知 市長</p>
2 市民課 文化振興課 スポーツ振興課 保健所総務課	<p>(2) 公有財産管理事務について 行政財産の貸付内容を財務会計システムに登録していないものがあつた。 公有財産管理権者は、行政財産の貸付けをしたときは、郡山市財産規則第28条第5項の規定において準用する第27条の規定に基づき、貸付けの内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>(市民課) 行政財産の貸付内容に係る財務会計システムへの登録につきましては、速やかに財産規則に基づき財務会計システムに登録を行いました。 今後は、財産規則の規定に基づき、適正に事務処理してまいります。</p> <p>(文化振興課) 行政財産の貸付けによる財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、平成28年度中に登録いたしました。</p> <p>(スポーツ振興課) 行政財産の貸付けによる財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、平成28年度中に登録いたしました。</p> <p>(保健所総務課) 指摘のありました貸付内容については、速やかに財務会計システムに登録を行いました。 今後は、財産規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>平成29年8月21日措置通知 市長</p>